

別添3

地方整備局営繕工事成績評定通知実施要領

（目的）

第1 本要領は工事成績及び工事の技術的難易度について、「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日付け国官技第92号。以下「評定要領」という。）第8又は第9の通知並びに要領第10及び第11の回答に関する事項を定める。

（対象工事）

第2 工事成績評定の対象とする工事は、評定要領第2に規定された評定の対象工事のうち、地方整備局が発注する営繕工事とする。

（評定点等の通知）

第3 局長（分任官の契約した工事については、事務所長）は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に評定点及び工事の技術的難易度評価（以下「評定点等」という。）を速やかに別記様式第1により通知するものとする。

2 また、評定要領第9に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

（説明請求）

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、局長（分任官の契約した工事については、事務所長）に評定点等について説明を求めることができるものとする。

（説明請求の提出）

第5 第4の書面の提出先は、地方整備局官庁施設管理官または営繕品質管理官（分任官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所の技術課長）とする。

（説明請求に対する回答）

第6 局長（分任官の契約した工事については、事務所長）は、評定点等の通知を受けた請負者から評定点等についての説明を求められ場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。

2 局長（分任官の契約した工事については、事務所長）は、前項の回答をする場合、地方整備局営繕工事成績評定評価委員会（分任官の契約した工事については営繕事務所工事成績評定評価委員会）に意見を求めることができる。

3 前項の地方整備局営繕工事成績評定評価委員会及び営繕事務所工事成績評定評価委員会は、別紙1及び別紙2に定める規則に基づき設置するものとする。

（再説明請求）

第7 第6の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、局長に対して、再説明を求めることができるものとする。

（再説明請求の提出）

第8 第7の書面の提出先は、地方整備局官庁施設管理官または営繕品質管理官とする。

（再説明請求に対する回答）

第9 局長は、第6の説明に係る回答を受けた請負者から再説明を求められた場合、別記様式第3により回答するものとする。

2 局長は、前項の回答をする場合、地方整備局工事成績評定審査委員会の審議を経てから回答するものとする。

3 前項の地方整備局工事成績評定審査委員会は、別紙3に定める規則に基づき設置するものとする。

別記様式第1

国〇整〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

〇〇地方整備局長

〇 〇 〇 〇

又は 〇〇地方整備局

〇〇営繕事務局長

〇 〇 〇 〇

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工 事
- 2 工 期 令和 〇年 〇月 〇日～令和 〇年 〇月 〇日
- 3 完成技術検査年月日 令和 〇年 〇月 〇日
- 4 成績評定
 - ① 評定点 〇 〇 点 項目別評定点は、別表1のとおり
（① 修正評定点 〇 〇 点 【評定点が修正された場合のみ】）
 - ② 技術提案履行確認 履行 or 不履行 or 対象外
 - ③ 工事技術的難易度評価 〇 項目別評価表は、別表2のとおり
- 5 送付先
（本官の場合） ☎〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局 官庁施設管理官（営繕品質管理官） 宛
TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
（分任官の場合） ☎〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局〇〇営繕事務所 技術課長 宛
TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
- 6 手続き等の問い合わせ先
（本官の場合） ☎〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局 営繕部 技術・評価課 〇〇係 宛
TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
（分任官の場合） ☎〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局〇〇営繕事務所 〇〇（担当）課〇〇係 宛
TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

別表1

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.9 点
	II. 品 質	／17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）		
評定点合計		／100.0 点

別表2-1

工事技術的難易度項目別評価表（建築）

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②構造	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①支持地盤	
		②山留め・止水	
		③気象・海象	
		④その他	
4. 社会条件		①仮設条件	
		②地中障害物	
		③近接施工	
		④騒音・振動	
		⑤水質汚濁	
		⑥その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
建物機能分類			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅵ）			

別表2-2

工事技術的難易度項目別評価表（設備）

大項目	評価	小項目	評価
1. 設備システム 種別条件		①システム種別	
		②システム規模	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 設備システム 複合条件		①システム間複合度	
		②システム複雑度	
		③その他	
4. 社会条件		①仮設条件	
		②地中障害物	
		③近接施工	
		④騒音・振動	
		⑤水質汚濁	
		⑥その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
建物機能分類			
「易、やや難、難」 評価			
工事難易度評価 (I～VI)			

別記様式第2

国〇整〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

〇〇地方整備局長

〇 〇 〇 〇

又は 〇〇地方整備局

〇〇営繕事務局長

〇 〇 〇 〇

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職（注：事務所長からの場合は、「〇〇地方整備局長」と記載する。）に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は〇〇地方整備局に設けられた工事成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により回答いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事名 〇 〇 〇 〇 工事

2 疑問に対する回答

3 送付先

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

国土交通省〇〇地方整備局 官庁施設管理官（営繕品質管理官） 宛

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

4 手続き等の問い合わせ先

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

国土交通省〇〇地方整備局 営繕部 技術・評価課 〇〇係 宛

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

別記様式第3

国〇整〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

〇〇地方整備局長

〇 〇 〇 〇

工事成績評定に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日付で貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工 事

2 疑問に対する回答

別紙1

地方整備局営繕工事成績評定評価委員会規則（案）

（趣旨）

第1 本規則は、〇〇地方整備局に設置する工事等成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）地方整備局長が発注した工事で地方整備局営繕工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- （2）工事成績評定の通知に係る事項
- （3）地方整備局長が発注した工事で検査において、合格と認められない場合及び請負者が過失等により工事等を粗雑にしたと認められた場合（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く）の修補の要否、修補の方法、修補の期間等に関する事項
- （4）地方整備局長が発注した工事について、請負者が過失により工事等を粗雑にしたと認められるか否かの審査（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く）及び工事等成績評定点の修正に関する事項
- （5）その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第3 委員会は、次の者で構成する。

- （1）官庁施設管理官（置かれていない場合は営繕調査官）
- （2）技術・評価課長（又は整備課長）
- （3）契約課長
- （8）当該工事担当課長
- （9）当該工事担当事務所長または営繕監督室長
- （10）当該工事担当技術検査官

2 委員長は、官庁施設管理官（置かれていない場合は営繕調査官）とする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の召集）

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

（報告）

第5 官庁施設管理官は、委員会終了後その結果について、局長に報告するものとする。

（委員会の庶務）

第6 委員会の庶務は、営繕部技術・評価課（技術・評価課が置かれていない場合は整備課）が行う。

別紙2

営繕事務所工事成績評定評価委員会規則（案）

（趣旨）

第1 本規則は、営繕事務所に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）事務所長が発注した工事で地方整備局工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- （2）工事成績評定の通知に係る事項
- （3）事務所長が発注した工事で検査において、合格と認められない場合及び請負者が過失等により工事等を粗雑にしたと認められた場合（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く）の修補の要否、修補の方法、修補の期間等に関する事項
- （4）事務所長が発注した工事について、請負者が過失により工事等を粗雑にしたと認められるか否かの審査（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く）、工事等成績評定点の修正及び契約上の処置等に関する事項
- （5）その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第3 委員会は、次の者で構成する。

- （1）事務所長
 - （2）総務課長
 - （3）技術課長
 - （4）営繕監督官室長（置かれている場合）
 - （5）当該工事担当主任監督員（必要に応じて）
 - （6）当該工事担当技術検査官
- 2 委員長は、事務所長とする。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の召集）

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

（報告）

第5 ○○営繕事務所長は、委員会終了後その結果について、○○地方整備局営繕部技術・評価課（技術・評価課が置かれていない場合は整備課）に報告するものとする。

（委員会の庶務）

第6 委員会の庶務は、○○課が行う。

別紙3

地方整備局工事成績評定審査委員会規則（案）

（趣旨）

第1 本規則は、〇〇地方整備局に設置する工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第2 委員会は、〇〇地方整備局長の委嘱に基づき、次の事項について審議するものとする。

- 一 請負工事の成績評定について、局長（分任官の契約した工事については事務所長）の回答について再説明の申請がなされた場合の、当該工事成績評定に関すること。
- 二 請負工事の成績評定要領の運用に関すること。

（委員会の委員及び組織）

第3 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、〇〇地方整備局長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員〇人で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4 第2第一に係る会議は、再説明の申請に応じ、委員長が指名した3名以上の委員で開催することができる。この場合の長は委員長が指名する。

- 2 第2第二に係る会議は、必要に応じ開催する。
- 3 会議は、非公開とする。

（再説明審査）

第5 委員会は、第2第一の事項に関し、再説明の申請があったときは再説明審査会議を開催し、審査を行う。

- 2 委員会は、前項の審査を終えたときは、意見書を作成しその結果を地方整備局長に報告するとともに、必要があると認めるときはこれを公表することができる。

（委員の除斥）

第6 委員は、第2第一の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（意見の具申又は勧告）

第7 委員会は、第2第二の事項に関し、改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、〇〇地方整備局長等に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

（秘密を守る義務）

第8 委員は、審議事項について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員会の庶務）

第9 委員会の庶務は、〇〇部〇〇課が行う。